



国 監 告 第 5 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年9月21日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

随時監査結果報告書

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

(2) 概要

① 実施期間

ア. 事前調査

平成 30 年 9 月 3 日 (月) から平成 30 年 9 月 12 日 (水) まで

イ. 実施

平成 30 年 9 月 20 日 (木)

② 対象部局

教育委員会学校給食センター

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

ア. 平成 30 年度国立市一般会計 (歳出)

第一給食センター角ランチ皿の購入 2,000 枚 (6 月 19 日支払分)

予算科目 10.05.01.11 (01)

支出額 3,207,600 円

② 対象範囲

ア. 財務に関する事務の執行等

イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 平成 30 年 8 月 31 日 (金)

② 資料提出期限 平成 30 年 9 月 11 日 (火)

③ 事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア. 契約行為は決められた手続きを経ているか。

イ. 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。

ウ. 経年劣化したランチ皿の処分は効率的に行われているか。

エ. 支払いは適正な時期に行われているか

(6) 結果

① 概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

ア. 指摘事項 なし

イ. 要望事項 なし

以 上